

会 議 記 録

会 議 名	第 2 6 回 三木市地域公共交通会議
日 時	令和 2 年 8 月 7 日 (金) 午前 1 0 時 0 5 分～午前 1 1 時 3 5 分
場 所	三木市教育センター 4 階 大研修室
出 席 委 員	(市民の代表) 6 名 (事業者) 神姫バス株式会社、神姫ゾーンバス株式会社 (関係機関) 公益社団法人兵庫県バス協会、国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、 兵庫県三木警察署、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、兵庫県北播磨 県民局加東土木事務所道路第 2 課、三木市都市整備部道路河川課、三木 市、 (オブザーバー) 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 計 1 6 名
事 務 局	三木市都市整備部交通政策課 (4 名)
内 容	<p>1 開 会</p> <p>2 会長挨拶 三木市都市整備部長 事務局から資料の確認を行い、「地域公共交通会議」の概要について説明。</p> <p>3 委員紹介 年度初めの会議のため、事務局から委員を 1 名ずつ紹介。</p> <p>4 議事事項 以後の進行は、会長に一任。</p> <p>【議事 1】 北播磨総合医療センター方面行きバスの一部ルートの変更案について 資料 1 事務局から、資料に基づき内容説明。</p> <p>【質疑】 (委員) 変更により、自由が丘中公園から北播磨総合医療センターまでの所要時間はどうなるのか。 (事務局) 新 1 0 4 系統は国道 1 7 5 号線を経由せずに、三木市内 (三木営業所) を経由するため少</p>

し時分が延びるが、経路地の大幅な変更はないため所要時間の増加にはならないと見込んでいる。

(会長)

自由が丘中公園発であれば、現105系統の高速道路を経由するルートでは何分かかっているのか。

(事務局)

出発から最終目的地までの起終点で言うと34分である。路線の統合後はトータルでは15分ほど所要時間が延びると考えている。

(会長)

路線の統合後は時分の変更が生じるが、御容赦いただきたい。

【議決】

(会長)

北播磨総合医療センター方面行きバスの一部ルートの改編案について、本会議で協議が調ったこととしてよいか。

(各委員)

異議なし

【議事2】

旧コミュニティバスの一部ルートの改編案について 資料2

事務局から、資料に基づき内容説明。

(委員)

いずれにしてもさつき台経由が増えているが、人口が増えたことなどが理由か。

(事務局)

以前からさつき台経由のルートはあったが、高齢化による地域からの要望があり、意見を集約し、今回は「青山5丁目ルート(平日運行)」と「三木循環ルート(土日祝運行)」をさつき台経由とし、恵比須駅とのアクセスの充実を図った。

(会長)

三木循環ルート(土日祝のみ)は、森林公園を経由しないのか。

(事務局)

三木循環ルートは市役所及びみきやま病院を経由し恵比須駅又は三木上の丸駅方面へ向か

うルートであったものを、今回さつき台まで延伸し市役所方面へ戻るようにルート変更したものであり、森林公園へは経由していない。

【議決】

(会長)

旧コミュニティバスの一部ルートの改編案について、特に異論がないため本会議で協議が調ったこととしてよいか。

(各委員)

異議なし

【議事 3】

神戸北農協前～三木営業所線（15番系統）の改編案について 資料 3

事務局から、資料に基づき内容説明。

(委員)

朝の1便のみ三木高校を経由していた廃止予定路線を利用している三木高校生1名の了承は得ているのか。

(事務局)

バス事業者が三木高校へ伺った上で説明を行った。変更後は最寄りのバス停となる福有橋から始業時刻に間に合うように配慮し、ダイヤを組み直した。

(委員)

今後、その路線の需要によるルート見直しは可能であるのか。

(事業者)

朝のラッシュ時間帯であるため、目安として常時20名程度の乗車人数があり、要望があれば検討したい。

【議決】

(会長)

神戸北農協前～三木営業所線（15番系統）の改編案について、特に異論がないため本会議で協議が調ったこととしてよいか。

(各委員)

異議なし

【議事 4】

市道稲田中央線の開通に伴うバス路線の改編案について 資料4

事務局から、資料に基づき内容説明。

【議決】

(会長)

市道稲田中央線の開通に伴うバス路線の改編案について、特に異論がないため本会議で協議が調ったこととしてよいか。

(各委員)

異議なし

5 報告事項

(1) 書面決議の結果について 資料5

事務局から、資料に基づき内容説明。

【質疑】

(会長)

書面決議の結果について、質問等はあるか。

(各委員)

質問なし

(会長)

既に国への補助申請は済んでいるのか。

(事務局)

同意いただいたため、既に申請済である。

(2) その他の市補助路線バスの変更について 資料6

事務局から、資料に基づき内容説明。

(会長)

市補助路線バスの変更について、質問等はあるか。

(委員)

口吉川・高畑ルートについては利用実態から廃止となったが、廃止を変更することはできないのか。

(事務局)

地区の説明会でも説明を行ったが利用実態ではほとんど利用がない。口吉川発の便は廃止するが吉川発の便は存続するため、今あるダイヤで今後も利用していただきたい。

(委員)

北播磨総合医療センター方面行きバスの住民説明会資料に掲載している「1人当たりの市補助金額」について、その計算方法を説明願いたい。

(事務局)

いずれの系統においても同じ期間、同じ計算方法で算出した。事業者からの乗車人員の報告を受け、また、運行のために市から補助した金額も系統ごとに把握している。これらから求めた数値である。

(委員)

費用がかかりすぎているから110番系統は廃止ということか。また、見直し基準をクリアしているにもかかわらず、変更されている便もあるのはなぜか。

(事務局)

「三木市バス交通の見直し方針」において、見直しが必要と判断する3つの評価指標を定めており、①1日当たりバス利用者数10人以下②1便当たりバス利用者数1人以下③バス利用者数1人当たり市補助金額2,000円以上としている。

令和元年度を効果検証期間と位置付け、いきなりバスの見直しをするのではなく利用促進期間を設け検証した結果である。全てクリアしている路線については一部増便、あるいは統合した上での増便を行った。

(会長)

利用することが公共交通を存続させることにつながると思うため、今後とも御協力をお願いしたい。ほかに質問等はあるか。

(各委員)

意見なし

(3) 自家用無償旅客運送（細川ふれあいバス）の一部変更について

資料7

事務局から、資料に基づき内容説明。

(会長)

自家用無償旅客運送（細川ふれあいバス）の一部変更について、質問等はあるか。

(各委員)

意見なし

6 その他

モビリティ・マネジメントの取組について

資料 8

事務局から、資料に基づき報告。

【質疑】

質問なし

(会長)

全体を通して質問等はあるか。

(各委員)

質問なし

(会長)

協議会の議事及び報告事項は以上であるが、各事業者からコロナ禍に対する報告事項があるため、報告いただく。

(各事業者)

コロナ禍の影響等を報告。

(委員)

2年後に75歳以上の人の免許更新に技能検査が課されるため、免許返納者が増加する見込みであること等について説明。

(委員)

新型コロナウイルス感染症対策による運行支援制度について説明。

(オブザーバー)

国からの地方創生臨時交付金を活用した地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援制度について説明。

8 閉 会

以 上